

令和4年度第1回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 令和4年6月28日（火） 18時30分～19時50分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、渡邊教円委員、渡邊隆之委員、今野博之委員、加藤英紀委員
羽田美智代委員、久保田貴浩委員、嶋田拓馬委員（出席委員9名）

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 宇野博徳、企画課主査 幸田孝仁、企画課主査 芳賀武士
オブザーバー 広聴・市民生活課長 吉井重正、広聴・市民生活課主査 矢野淳司

傍聴者 2名

=====

【事務局（宇野課長）】

本日は、時節柄お忙しいところ、また、このように天候が悪いところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、「第1回石狩市自治基本条例懇話会」を開催いたします。私は、事務局でございます、企画経済部企画課の宇野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長が決まるまで司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、はじめに、本懇話会の開催に先立ちまして、加藤石狩市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

【加藤市長】

お晩でございます。まずもって、皆様方でこの懇話会の委員を引き受けていただいたこと、また今、司会からお話がありましたように、非常に足元が悪い中、確か8時ぐらいには警報が出るのではないかと、エリア的には浜益地区ではないかと、言われているんですが、そのような状況の中ですね、ご参加いただきまして本当にありがとうございます。

この自治基本条例ですが、ご案内のように、平成20年に施行され14年が経過をいたしました。策定に当たりましては、市民の皆様が中心となった、「みんなで作る自治基本条例市民会議」をですね、およそ1年かけて12回開催し、夜遅くまで熱心な議論を重ねてきたものであり、関わった多くの方の思いが多く詰まったものであります。この条例を策定したことによって、協働によるまちづくりというのが、さらに強固になったのではないかなというふうに認識をしております。

そこで、本条例第30条に、「5年を超えない期間ごとに、この条例が、社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行って、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」とあります。平成20年の制定後、初めての見直しを行った平成24年度はですね、「石狩まちづくりワールドカフェ」、また、「自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を開催しながら検討した経緯がございます。その中で、「見直しにはやはり市民を交えて審議会のような形式で行う方がよいのではないか」という意見があり、前回の見直し、5年前の平成29年にはですね、今回と同様に懇話会を設置し、見直しについて、ご検討頂いた結果、見直しは必要ないというご判断をいただいたところであります。

令和2年度からの新型コロナウイルスの感染症の影響は、今なお、徐々にはですね、感染者は減ってはいるもの、なかなか日常には戻らないですけども、少しずつ新年度に入ってからですね、いろいろな

総会、またこのような懇話会、審議会もリアルでできるようにはなっておりまして。当然のことながら感染拡大防止には、十分努めていくところであります。この条例も、社会情勢の変化に適合している状態であるか検討を皆様方にさせていただくわけではございますけれども、今回お集まりいただきました方々に、闊達なご議論をいただきながらご助言をお願いし、それぞれの専門分野からのご意見のほか、ご自身の知識、経験の中から、様々なご意見をいただきたいと思います。どうぞ皆様よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【事務局（宇野課長）】

加藤市長、ありがとうございました。それでは以降は、皆様にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきます。次に「次第 2 委嘱状の交付」についてでございますが、大変恐縮でございますけれども、あらかじめ皆様のお座席にお配りをさせていただいております。これをもって、交付とさせていただきますので、どうぞお納めいただきますよう、よろしくお願いいたします。次に、各委員の自己紹介をお願いしたいと存じます。僭越ながら私のほうから、お一人ずつお名前を申し上げますので、一言ちょうだいいただけますようお願い申し上げます。初めに、この懇話会の設置要綱上の区分の、学識経験者として今回委員をお引き受けいただきました、北海学園大学法学部政治学科教授の佐藤克廣様です。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いします

【事務局（宇野課長）】

同じく、住民組織枠から、三名、委員になっていただいております。厚田区地域協議会会長の渡邊教円様です。

【渡邊教円委員】

渡邊です。初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

続きまして、浜益区地域協議会会長の渡邊隆之様です。

【渡邊隆之委員】

浜益区の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

わかば地区地域会議会長の竹口尊様です。

【竹口委員】

改めましてお晩でございます。初めての方もいらっしゃるの、地域会議という、聞きなれない組織

でございますが、これについて若干触れたいと思います。この地域会議は、花川北地区3ブロックがございまして、わかば、白樺、それから、紅葉山と。この三つの地域に分かれております。その中の一つはわかば地区、6町内会で構成されまして、ここ数年、約6年間、地域自治システムということで、モデル事業やりましてですね、できることは町内で、地域住民がそろってやろうということで、例えばですね、歩道の草刈りだとか、歩行者専用の除雪作業だとか、それから町内にあります小公園の清掃だとか、それから見守り、声かけ運動とか、身近な生活の中で、展開している地域でございまして、若干町内会の中からですね、組織を拡大して地域の人とブロックとして、やっております。市長が、企画経済部長の時代に、モデル事業としてやってみないかということで声をかけられまして、一応やっていたしまして、今単独でございますけども花川地区でモデルとしてやっております。その組織でございますのでよろしく申し上げます。以上です。

【事務局（宇野課長）】

続きまして設置要綱の区分の一般公募枠として、委員になっていただきました今野博之様です。

【今野博之委員】

皆様こんばんは、今野です。市内で音楽の仕事をしておりまして、市民が誇れる文化都市そして市民が憩える文化都市石狩を作っていくことを目指して活動しております。今週の土曜日には、北コミで、石狩ドリームライブという新しいイベント、ドラマーのよよかちゃんをお迎えして、開催予定でございます。このような場にこんな恰好で来てしまうような、右も左もわからぬ者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

次に、本条例策定の際、その骨子を策定していただきました、「みんなでつくる自治基本条例市民会議」の枠から二名、委員になっていただいております。初めに当時、市民会議の代表を務められておりました、加藤英紀様です。

【加藤委員】

お晩でございます。平成17年の7月がキックオフの時だと思いますが、そのときに、20名でしたか、そのメンバーで、いろいろ作り上げたものです。いろいろな時の流れといいますか、いろいろなことが、今般、たくさん出てきていますので、この自治基本条例の見直しが必要なのかどうか、皆さんで一生懸命検討していきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

【事務局（宇野課長）】

同じく市民会議の、羽田美智代様です。

【羽田委員】

こんばんは。羽田と申します。14年経ったということで、この「みんなでつくる」というそれすら、忘れていたようなところあるのですけれども、ちょうど2008年ぐらいになりますかね、今の市民活動

情報センターを作って、協働の拠点として、石狩市とともにやってきたというような、思いがありまして、このためにちょっと条例を読んだら、いやあ、いい条例だなと、改めて思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

最後に、市内団体枠から、二名、委員になっていただいております。初めに、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会へ地域福祉課長の久保田貴浩様です。

【久保田委員】

皆さんこんばんは、久保田でございます。社会福祉協議会、ご存じだとは思いますが、地域福祉を推進する団体ございまして、この自治基本条例に関しましてですね、非常に目的、大きな目的は同じところかなというふうに認識しております。私の立場上ですね、地域の方の、高齢者の方だとか、障がいを持っている方々の視点で、何か発言ができればよいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

次に、石狩商工会議所青年部会長の嶋田拓馬様です。

【嶋田委員】

皆様こんばんは。商工会議所青年部より参りました、会長嶋田拓馬と申します。よろしくお願いいたします。私このような立場で、こちらの場合に来させていただいて、大変光栄ではあるのですが、実は私生まれも育ちも石狩で、生まれ育ったものですので、むしろそちらの立場でも何か、皆さんのですね、お役に立てればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

皆様ありがとうございます。ただいまご紹介申し上げました、9名の委員の皆様で、今後、ご議論をいただきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。次に、懇話会の担当を紹介させていただきます。初めに石狩市企画経済部長の小鷹でございます。

【事務局（小鷹部長）】

小鷹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これから何回か、皆様の夜の時間を頂戴することになりますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

改めまして企画課長の宇野と申します。よろしくお願いいたします。そして担当主査の幸田です。

【事務局（幸田主査）】

幸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

同じく、芳賀です。

【事務局（芳賀主査）】

企画課主査の芳賀と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

また、自治基本条例に深く関わってございます、市民参加制度を所管してございます、広聴・市民生活課がオブザーバーとして参加してございますのでご紹介申し上げます。広聴・市民生活課長の吉井でございます。

【オブザーバー（吉井課長）】

吉井と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

市民活動担当主査の矢野でございます。

【オブザーバー（矢野主査）】

矢野と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

それでは次に「次第 4」でございます。会長、副会長の選出について進めてまいります。資料2にありますけれども、この石狩市自治基本条例設置要綱がございます。これの第4条におきまして、「懇話会に会長及び副会長を各1人置き、これを委員の互選により定める。」となっております。これに基づきまして、どなたか、立候補、またご推薦あるいはご提案等ございましたら、お願いいたします。久保田委員お願いします。

【久保田委員】

立候補ではございません。会長には、学識経験者で自治基本条例制定時、「みんなでつくる自治基本条例市民会議」のアドバイザーでいらっしゃいました、北海学園大学の佐藤教授に、副会長には、住民組織分野から、先ほどご説明いただきました、6つの町内会で、新たな住民自治システムに取り組んでいらっしゃる、わかば地区地域会議の竹口会長にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（宇野課長）】

ただいま、久保田委員の方からですね、会長には、佐藤委員、そして副会長には竹口委員というご提案ございましたけれども皆様いかがでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【事務局（宇野課長）】

それでは佐藤様、竹口様よろしいでしょうか、はい。それではみなさんのご了解をいただきましたので、会長には、佐藤克廣委員に、そして副会長には、竹口尊委員にお願いしたいと存じます。これからどうぞよろしくお願いいたします。それではお手数ですが佐藤会長、竹口副会長には、会長席副会長席に、ご移動いただければというふうに思います。それでは、佐藤会長より、就任に当たりまして、ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

【佐藤会長】

ありがとうございます。皆さんのご推薦によりまして、会長ということでございますが、この石狩市様にはですね、私は石狩市民ではないのですけれども、「市民の声を聞く条例」以来、こうした条例にいろいろ関わらせていただいております。自治基本条例は、2000年の分権改革以降の、非常に重要な条例でございまして、石狩市の方でもこうした条例を、作って様々に活用されていることは、非常に素晴らしいことだというふうに思っております。今日、今日といいますか今回は、5年ごとの見直しということで、社会情勢の変化に対応して、現在の条文でよろしいのかどうか、ということをご検討いただくということでございますので、ぜひ、皆様の、先ほど市長からもありましたけれども、皆様からの、闊達なご意見をいただければというふうに思います。私は、石狩市民でもございませんので、何か専門的なことでのアドバイスということはいいたしますけれども、あまりこうした方がいいとかああした方がいいというのは、もちろん言わないようにして、皆様の、市民の皆様の声を、まさに生かすという、そういう進行にしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

【事務局（宇野課長）】

佐藤会長ありがとうございます。それでは竹口副会長からもご就任にあたりまして一言お願いいたします。

【竹口副会長】

長々としゃべりましたので、一言。会長を補佐して、この会議が、実のあるものにできればと思いますので、皆さんのご協力のほど、よろしくお願い致します。以上です。

【事務局（宇野課長）】

竹口副会長ありがとうございました。それでは、「次第 5 提言依頼」につきまして、加藤石狩市長より佐藤会長に提言依頼書をお渡し申し上げます。

【加藤市長】

石狩市自治基本条例懇話会会長佐藤克廣様、石狩市長加藤龍幸。石狩市自治基本条例の見直しに関する提言について。下記の事項について、懇話会へ依頼をします。「石狩市自治基本条例の内容について

検証をし、見直しが必要な事項等について提言をいただくこと。」どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（宇野課長）】

ありがとうございました。市長は、この後公務のためここで退席をさせていただきます。

【加藤市長】

どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

【事務局（宇野課長）】

それでは、これ以降の議事進行につきましては佐藤会長にお願いしたいというふうに思っております。なお、本日非常に天候が悪いという状況でございますので、どうか皆様のご協力をいただきながら、議事を進めて、おおむね、20 時ぐらいを目途にと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。佐藤会長、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】

それでは、早速「議事次第」に従いまして、進めてまいりたいと思います。まず、委員の皆様を確認事項があるそうでございますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

座ったまま失礼いたします。最初に、委員の皆様にお配りしております。資料のご確認をお願いいたします。まず、式次第、次に資料 1 委員名簿、資料 2 石狩市自治基本条例懇話会設置要綱、資料 3 石狩市自治基本条例、資料 4 石狩市自治基本条例解説、資料 5 自治基本条例パンフレット、資料 6 石狩市自治基本条例の見直しについて、資料 7 石狩市自治基本条例見直し検討資料、資料 8 ワークショップについて（案）でございます。あとは、第 5 期総合計画の「いしかりまちづくり」の赤い本になります。本日お手元に総合計画の冊子を追加させていただいております。また、「次第」と、資料 1 から 8 につきましては事前にお送りしておりますが、本日お持ちでない場合はお申し出ください。皆様お持ちでしょうか。なお本会議は、傍聴可能な公開形式となっております。会議の記録のため、今後写真を撮影する場合もあるかと思っておりますので、ご了承願います。

次に、本会議運営について 2 点確認させていただきます。まず 1 点目は会議録についてです。会議開催後は、会議録を作成して公開することとなります。会議録作成のため音声を録音します。マイクを通しての録音となりますので、発言の際はマイクをご利用願います。会議録は「全文筆記」と「要点筆記」を選択することができますが、前回の平成 29 年度同様に、「全文筆記」で作成してはいかがかと考えておりますが、皆様にご確認願いたいと思います。2 点目としましては、市の「審議会等ガイドライン」では、委員の皆様の同意を得た上で、傍聴者が傍聴しての感想や意見を文書で提出することも可能としておりますことから、傍聴者席に所定の用紙を配置させていただきたいと思っております。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から、会議の運営について、2 点ご説明がございました

が、1点目は、会議録についてでございました。「全文筆記」としてはどうかという提案があったかと思
います。2点目は傍聴者からの感想や意見等について、文書で提出を求めるということでございます。
これにつきましてまず第1段の「全文筆記」の会議録の作成ということで、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。それでは、「全文筆記」の方式ということにいたしたいと思
います。なお、会議録はですね、その場合、発言者のお名前と発言内容を記載することになるかと思
います。また、今後はですね、会議録作成のため、発言の際は挙手の上、私が指名してから発言をお願いしたいと
思います。次に、会議録の確定方法について、ご意見を伺います。まずは発言内容を全文記録するわけ
ですけれども、その時の意図と違う、筆耕、テープ起こしのようなものになってしまう可能性も無きに
しもあらずですね、私の経験上からはですね、そこでその確認をして、本意と言いましょ、発言
したかった内容をきちんと表した会議録にしていく必要があるかと思しますので、その際に、皆さん方
全員に確認していただく上で、確定するという方法と、私、会長が確認をして確定するという方法がご
ざいますけれども、どちらがよろしいでしょうか。もし皆様方が特に確認する必要がないということ
であれば、私の方で確認させていただいて、不明な場合は、あるいは個別にお聞きする場合があるかと思
いますけれども、そのようにしてもよろしいでしょうか。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

ありがとうございます。では、私、会長の確認をもって確定することにしたと思います。確
認をいたしますと、1点目の会議録につきましては、「全文筆記」方式で、会議録は会長の確認をもっ
て確定することにしたします。確定した内容は当然、委員の皆様方には、お示しすること
でございます。2点目の感想や意見等について、文書で提出を求めることについてもご異議はございま
せんね、これまでも行ってきたことです。

＜「異議なし」の声＞

【佐藤会長】

ありがとうございます。それでは承認されたということにいたしたいと思
います。続きまして、「次
第 6 議題」に入りたいと思
います。まずは、「(1)の自治基本条例の見直しについて」、事務局から
説明をお願いしたいと思います。なおご意見やご質問につきましては、説明後、お受けしたいと思
います。それでは、事務局の方でよろしくお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

それでは私の方から、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。資料6をご覧ください

い。資料6は自治基本条例の見直しについてという資料でございますが、はじめに、本条例制定の経緯ですが、平成14年4月1日に施行した市民の声を活かす条例の検討において、市民参加だけでなく、幅広い自治体運営の基本理念等を含めた条例の検討が必要という市民参加制度検討委員会の意見を受け、本市のまちづくり理念、市民の権利と役割、行政の役割と責任などを明らかにする自治基本条例を制定しようという気運が高まり、「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で議論を重ねた条例の骨子を検討し、市へ提言書を提出し、平成20年4月に施行しております。

目的は、本条例はまちづくりに関する最高規範として位置付けたものであり、頻繁に改正するものではないと考えておりますが、時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければなりません。条例第30条において、5年を超えない期間ごとに本条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとしており、平成29年度の見直しから5年が経過することから、今年度見直しを行うものであります。

見直しの手法としましては、本日開催している「石狩市自治基本条例懇話会」で、本日お集まりの皆様において、見直しについて話し合っていただくことになりまして、前回の見直しの時と同様にワークショップを開催して、市民の意見を収集し、反映していければいいなというふうに考えております。

見直しスケジュールとしましては、今月から懇話会による検証を開始しまして、ワークショップの開催を検討し、年内に懇話会から提言を受け、条例改正の場合は、令和5年の2月議会に上程することを想定しております。資料6についての説明は以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ただいま今後のスケジュール等についてご説明がございました。懇話会に求められている検討内容及びワークショップの開催なども説明がございました。この点について何かご質問等ございますでしょうか。もし、特になければ、このような方式、スケジュールで行って参りたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、さらに事務局からですね？

【事務局（芳賀主査）】

はい。それでは私からお手元の資料に基づいて、資料7の石狩市自治基本条例の見直しについてご説明いたします。条例施行後の石狩市のまちづくり第1章 総則についてです。自治基本条例を施行した後、どのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取組について、条例の各章ごとに、まずは市で振り返りを行いました。第1章の総則については、用語の定義やまちづくりの基本原則など、条例の根幹部分を定めている部分です。

平成29年度の懇話会で出された意見としましては、本条例はまちの憲法であり、目的定義・条例の位置付けについての条文であるこの部分の見直しは簡単に行うべきではないとの意見や、条例解説の記載について意見をいただき、修正をしております。具体的な振り返りは第2章から行いたいと思います。

第2章は市民についてです。条例第5条、第6条においては市民の権利や責務について規定しています。市民はまちづくりの主体で、他からの干渉や強制を受けず、自らの意思によって、まちづくりに関する活動を行い、行政活動に意見や提案をすることができること、どのような形で参加するかは、年

年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって様々なパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であり、属性による不合理な差別や、取扱いをされることはないことを明らかにしております。

主な取組事例としては、広報いしかりやホームページを使った情報の提供や情報公開制度や、宣言の実施を行っております。市の自己評価・現状把握につきましては、市政やまちづくりに関して、広報やホームページを基本とし、様々な情報媒体を使用して情報を発信していますが、自身が必要とする以外の情報に関心が少ない市民に対し、どのように情報を届けるかが課題となっております。

平成 29 年度懇話会では、「第 6 条の責務を役割にした方がいい」という意見が出ましたが、変更は必要ないということでもとまっております。

次に第 3 章 議会及び議員についてです。条例第 7 条、第 8 条、第 9 条においては、議会・議員の役割及び責務や議会事務局について規定しており、石狩市の意思決定機関として、市民の意思の把握や、市民への積極的な情報提供など、市議会の果たすべき役割と責務について定められております。

地方分権改革の進展に伴い、議会の役割や責務も増大し、議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くして意思決定を行うことはもとより、政策立案・監視能力の向上や、主権者である市民への説明手法の多様化など、より一層、議会機能を充実強化していくことが求められております。

主な取組事例としては、本会議の Youtube 配信や、議会のペーパーレス化、タブレット端末の導入などの議会改革にも取り組んでおります。市の自己評価・現状把握については自治基本条例と本市での取組について、矛盾がないと考えているところであり、平成 29 年度懇話会で出された意見としまして、議会基本条例との整合性については、矛盾がないものと確認されたところであります。

第 4 章 執行機関及び職員についてです。資料は 4 ページになります。条例第 10 条においては市長の責務について規定しております。市長は、住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、住民の信託に応えるとともに、この条例に立脚したまちづくりが進められるよう、リーダーシップを発揮することが求められています。条例第 11 条においては執行機関の責務について、条例第 12 条においては市職員の責務について規定しています。

主な取組事例としましては、市では、全国に先駆けて平成 14 年度に「市民の声を活かす条例」を施行し、審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等により、多くの市民が行政活動に参加しています。このほかにも、各連合町内会と、地域に根ざしたまちづくりの活動や課題等を語り合う「自治懇話会」を開催するなど、様々な形で市民の声を把握し、市政に活かすよう取り組んでおります。

また、教育委員会と市民ボランティアが協働でつくる新しい学びの場「いしかり市民カレッジ」において、連携講座になっている「まちづくり出前講座」では、まちづくりに関することや各種制度などについて、市職員が講師となり、市政に関する情報を分かりやすい形で提供するように努めております。

平成 20 年 5 月に、協働に取り組む際の職員の心構えを定めた「石狩市職員地域協働指針」を策定し、毎年周知徹底をしております。また新任職員研修等で、自治基本条例や「市民の声を活かす条例」について学ぶ機会を設けております。令和 2 年 12 月には、ゼロカーボンシティを目指すことを本市は宣言しており、脱炭素について、市民の皆様、事業者、市が連携し、協働して取り組んでいくことが今後より一層重要になっていき、第 10 条にあるとおり、リーダーシップの発揮が求められていくものだ

と考えております。

市の自己評価・現状把握としては、市長及び職員の職務遂行については、本条例の趣旨を遵守していると考えており、今後も職員の理解と意識向上を目的に取り組を続けていく必要があると考えております。

平成 29 年度懇話会で出された意見としましては、「第 5 章と重複して分かりづらい」という意見もありましたが、本章記載分は根本的な原則として再認識したところでございます。

第 5 章 行政運営の原則①についてです。資料は 5 ページになります。条例第 13 条においては、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために、市が守らなければならない行政運営の原則を規定しております。第 14 条においては情報公開について、第 15 条においては個人情報保護について、第 16 条においては総合計画について、第 17 条は行政改革について、第 18 条においては行政評価について規定しております。

主な取組事例としましては、「市民の声を活かす条例」においては、審議会等の会議の公開や市民参加手続に関する事項の公表について規定し運用しており、市の HP や情報公開コーナーにより、審議会の議事録や各種資料を公開しております。条例第 16 条においては平成 27 年度に策定した「第 5 期石狩市総合計画」の策定に当たっては、市民や団体と、目指すまちの姿についてワークショップを重ね、多くの市民からいただいた想いが反映されたものになっております。令和 3 年度に策定した「石狩市行政改革大綱 2026」は、今までの市民サービス、組織、仕事の仕方等の再構築することへの挑戦とともに、市民サービスの向上という今までと変わらない大切な取組を進めていくこととしております。

市の自己評価・現状把握としては、行政評価の仕組みにつきましては、継続して検討していきますが、本章に規定する行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行しているものと考えております。なお、行政評価の取組として、行政評価の視点で総合戦略に基づく幅広いまちづくり事業への KPI に対する戦略懇話会の評価を得るなど客観的な視点での評価と、フィードバックや予算編成における部内評価から市長査定までの各過程を通して多角的な見地から事業を評価検証しております。

次に 6 ページ、第 5 章 行政運営の原則②です。条例第 19 条は財政運営、第 20 条は組織編成、第 21 条は職員育成、第 22 条は行政手続、条例第 23 条においては危機管理について規定しております。

主な取組事例としては、市では、統計資料として「石狩市の財政」を毎年発行しているほか、予算や決算の情報を市の HP で公表するとともに、年に 2 回、広報でも財政状況をお知らせするなど、市民への積極的な情報提供に努めてきました。組織編制については、平成 30 年度以降は、「新型コロナウイルス感染症対策課」、「行政改革・DX 推進課」などを新たに設置し、住民サービスを効果的かつ効率的に実施することができる体制の確立に努めてまいりました。

人材育成につきましては、平成 26 年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、市民との信頼の上に協働を実践し、自律的に変化を見極め、課題に立ち向かう職員を育成するため、毎年「職員研修実施計画」を策定して、新規採用職員・若手職員・管理職職員などの職階に応じた研修や、法務・税・政策などの専門研修のほか、手話や市の歴史、メンタルヘルスや健康管理などの研修も行っております。危機管理については、東日本大震災や平成 30 年 9 月に北海道を襲ったブラックアウト等の経験から、さらなる防災機能の強化が重要視され、令和 3 年度からは本庁舎及び両支所への非常用自家発電設備を

整備し、災害時の体制強化を図っております。

市の自己評価・現状把握としては、行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行していると考えております。

平成 29 年度懇話会で出された意見といたしましては、ワークショップで出た「いじめや児童虐待などの今日的課題には 23 条はカバーできない。」という意見に対し、「総合的な危機管理」と包括的な表現をしているため、変更は必要ないと考えたところであります。また、「危機管理上、個人情報保護の観点から支援が必要な情報が共有されておらず、機能するか不安という声があり、個人情報の活用方法について、町内会等とも連携しながら検討した方が良い」という意見がありました。こちらについては資料 7 の後ろのページ、「後段」の欄に詳しく記載をしております。

次に第 6 章 協働によるまちづくりの推進についてです。資料は 7 ページになります。条例第 24 条は協働によるまちづくりの推進、第 25 条は行政活動への市民参加の推進、第 26 条は地域コミュニティ組織、第 27 条においては住民投票について規定しております。

主な取組事例としましては、市民活動のための環境整備として、平成 20 年度花川北コミュニティセンターに「市民活動情報センターぽぽらーと」を開設しました。市民活動に関する情報提供や相談業務のほか、団体の事務支援など市民による主体的なまちづくり活動を支援し、協働によるまちづくりを推進しています。第 24 条第 3 項でいうところの市民の「主体的な活動」としては、数多くありますが、一例として有志市民と協働で、実行委員会を結成し、「まちフェスいしかり」を実施されていらっしゃる。浜益区では、今年度から「浜益特定地域づくり事業協同組合」という組合を立ち上げ、通年を通した雇用を確保し、過疎化が進行する地域の活性化に取り組まれており、それぞれ市は必要に応じて支援を行っております。

行政活動への市民参加の推進については、平成 14 年度に施行した「市民の声を活かす条例」により、条例・規則等の規定の制定又は改廃、計画の策定、改定又は廃止などを行うときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならないとしておりまして、市民参加手続の手法である審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等に、多くの市民が参加しております。また、審議会等における委員については、公募制の採用や「審議会等委員への女性登用促進要綱」を設けるなど多様な市民の意見が反映されるよう配慮しています。

地域コミュニティ組織については、町内会・自治会の、円滑な運営や活動の促進に役立つようにと、市と石狩市連合町内会連絡協議会は、平成 20 年 2 月に合同で運用マニュアル「町内会・自治会活動のしおり」を作成しました。各町内会等において防犯活動や街路灯の維持管理などの活動を行っております。その一方で、町内会役員の高齢化や、担い手不足による町内会活動の継続性、機能性の維持などの課題があるため、新たな自治システムの構築を目指して、6 つの町内会で構成する「わかば地区地域会議」を設置し、防犯パトロールや除雪、草刈りなどのモデル事業を市民が主体となって協力し合いながら活動しております。

市の自己評価・現状把握としては、市民参加制度は「あい・ボード」等の活用もあり、市民アンケートの結果として市民参加制度についての問いに、令和 3 年度は知っている人が 30.9%と、徐々に石狩は「協働のまち」という認識は市民にも浸透しているものと感じておりますが、協働事業提案制度は、件数も停滞しておりまして、今後より一層の周知が必要だと考えております。

平成 29 年度懇話会では、「町内会・自治会等がなり手不足等により、規模・機能が縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期が来ているのではないか。コミュニティ内の各組織が脆弱化しないように、各活動を包括できるような統一的地域の割り方などを、地域住民も交えて検討する機会を作る必要がある」という意見が出されました。こちらについては資料 7 の後ろのページ、「後段」の欄に詳しい記載をしております。また、ワークショップで出た「緊急時等を想定し、市民参加を認めない旨の記載することはどうか」という意見に対し、「市民の声を活かす条例」では市民参加手続が必要な活動を定めており、すべてに対して市民参加を求めているわけではないため、変更は必要ないと考えたと整理しております。

次に第 7 章 他の自治体等との連携協力についてです。資料は 8 ページになります。条例第 28 条においては市外の人々等との連携について、第 29 条においては他の自治体等との協力について規定しております。

主な取組事例としては、他の自治体等との協力については、札幌市と交流人口の規模や経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する 11 市町村との間で「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成し、連携した事業を実施しております。また、大学との連携としては、藤女子大学と包括連携協定を締結し連携しているほか、北海学園大学など石狩市近郊の大学のほか大正大学など本州の大学と様々な分野で連携しております。他団体との連携としましては、平成 28 年度に市と郵便局より、地域の課題の情報共有を図るための会議を開催しまして、平成 29 年度には包括的連携協定を締結し連携の強化を図っております。さらに令和 3 年度には、大塚製薬株式会社、第一生命保険株式会社、明治安田生命保険株式会社、ヤマト運輸株式会社と様々な内容の包括連携協定を締結し、協力体制を拡充し機能強化を図っております。

市の自己評価・現状把握としましては、従来から様々な場面で、国、道、他市町村や関係機関との連携の上で、課題解決を図ってきており、今後も「さっぽろ連携中枢都市圏」などの枠組みも利用しながら、課題の解決を図っていきたいと考えております。海外姉妹都市との連携、交流につきましては、新型コロナウイルスの影響により、対面による交流が制限される中、オンラインも活用しながら継続して交流しております。

平成 29 年度懇話会で出された意見としては、「時代の変化とともに連携協力はより重要になってきており、その連携は国内に限るものではないことを周知すべき」との意見がありました。本件については、条例解説に、「連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外を含めた記載にすべき」という意見をうけ、追記反映済であります。

第 8 章は条例の見直しについてです。資料は 9 ページになります。条例第 30 条においては条例の見直しについて規定しております。ここでは平成 24 年度に 1 回目の見直しを行った結果、まちづくりのルールであるための、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合していると判断し、地方自治法の改正に伴い、第 16 条総合計画の条文のみを改正しました。

市の自己評価・現状把握については、平成 24 年度には「いしかりまちづくりワールドカフェ」、「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を実施し、市が主体となって見直しを検討いたしました。その中で「次回見直し時には委員会を設けてはどうか」という意見もあり、平成 29 年度に

は「石狩市自治基本条例懇話会」、「みんなで考える自治基本条例（基調講演・ワークショップ）」を開催し、見直しを行っております。このことから、条例や関連する取組について検証しており、条例の趣旨のとおり適切に遂行できていると考えております。

平成 29 年度懇話会では、見直しの方法についてご意見をいただき、検討手法の一つとして「懇話会を設置する等の手法を取り入れる」旨、追記反映済であります。

次に、10 ページからは、前回の懇話会で出された条文以外の市の取組等に関する意見についてです。

第 5 章 15 条、23 条の個人情報保護と危機管理に関する意見として、平成 29 年度に出された意見としましては、記載のとおり、「個人情報保護の観点から情報共有がなされず機能するのか不安という声があり、個人情報の活用について町内会とも連携しながら検討した方が良い」との意見があったところでは、本意見についての取組としましては、町内会が、その実情や地域の特性に応じた活用方法を平時から工夫することで、災害時等における円滑な支援活動に繋げるように協力を呼び掛けているところであります。

次に第 6 章 26 条の地域コミュニティ組織に関する意見としまして、町内会・自治会等のなり手不足についての意見については、特に転入世帯と町内会を繋ぐ取組の工夫を実施するなど少しずつではありますが、取組を行っているところであります。

11 ページからのその他についての意見としましては、まず各種条例・規則の整備については、「社会情勢の変化に応じて市民にとって必要な条例、規則の整備にさらに努めていただきたい」との意見をいただいております、本市の取組としましては、記載のとおりに新たな条例の制定に向けて検討を進めているところでございます。

次に各種計画についてでございますが、「個別計画の中で自治基本条例の精神について言及していただきたい」との意見のいただいております、取組につきましては、職員研修時に自治基本条例の基本理念及び原則について説明を行っており、理解した上で職務を遂行しているものと考えております。

次に「協働のまちづくりを進めるためのアイデアが出された場合には、市としても真摯に対応していただきたい」との意見については、広報のページを増やすほか、厚田区や浜益区では集落支援員を配置して、市民の声を受け取る方法を増やすなどの取組を実施しているところであります。以上大変長くなりましたが、資料 7 についての説明は以上となります。

【佐藤会長】

ありがとうございました。この資料 7 の自治基本条例の見直しについては、それぞれの条項ごとの取組内容と、また、前回の懇話会で出された意見についても説明を受けました。まずこれについて、ご質問や確認事項などがございましたら、それをお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。特にございませんか。

もし質問等がなければ、意見交換に入ってまいりたいと思いますが、先ほど、市長さんからございましたように大雨警報が出そうだというので、あんまり長くはやらないほうがいだろうということでございまして、ただ一つ、ここで決めておいたほうがいいのは、今、ずっと条文についての説明をいただきましたので、この条文の見直しをする際に、1 条 1 条検討していかなければいけないと思うんです

けれども、順番で検討していく方式と、前回も確か順番で検討していったかと思いますが、そうした方式と、それから特に順番を指定せずに、ここをという形で、皆さんのご意見を出してもらって、進めていくという方式と、二通りあるかと思いますが、進め方としては恐らくは、順番に、進めていくのがよいのではないかと思うんですけれども、そういうような進め方でよろしいでしょうか。具体的にいつどこをやるんだって話は、ちょっとまた後になるかと思いますが、それでよろしいですか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

ありがとうございます。もちろん、進んでいった段階で、例えば10何条検討しているときに、いや、第7条に問題がありそうだっていうので、戻ってくることももちろん可能だということで、基本的には順番で、検討を進めていくということで、お願いしていききたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

ありがとうございます。その他何か進め方等について、ご意見ございますでしょうか。あるいはこの、今、資料7で説明いただいた内容についてご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

追々条文を逐次検討する中で、ご発言頂ければと思います。それでは、特にご意見がないものとして、続いて、議題の「(2) ワークショップについて」、これも最初事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局（幸田主査）】

それでは、資料8のワークショップの開催について、ご説明をさせていただきます。初めに、目的についてですが、条例の施行から15年目の節目に、「自治基本条例がまちづくりにどのように生かされているのか」、また、「市民参加のあり方」などについて、市民の皆様と一緒に学ぶ、そして、考える機会を設けるとともに、これからこの懇話会で実施していきます、「本条例の評価、見直しの必要性について」の参考意見を収集するということを目的として、実施してはどうかというふうに考えております。

次に、ワークショップの形式と方法について、お諮りしたい内容といたしまして、初めにワークショップの型式についてですが、先ほど申し上げました目的の一つ、市民と共に学ぶという部分といたしまして、有識者によりまず基調講演をいただいてはどうかというふうに思っております。それから、市民の皆様と一緒に考える、その形といたしまして、ワークショップという形式で考えております。ご提案の一つ目のワークショップの形式ということについては、基調講演とワークショップの二段形式で、ご提案させていただきます。次にその方法についてですが、基調講演は、本懇話会の会長になられましたが、自治基本条例の創設の段からご尽力をいただいております、北海学園大学法学部教授の佐藤克廣様にご依頼をしたいというふうに、考えております。また、ワークショップの方法といたしましては、討論の進行や意見の発掘、またその取りまとめなどを行うファシリテートの業務を、その専門のコ

ンサルに委託するという方法で、ご提案をさせていただいております。その以後、細かいスケジュールや内容につきましては、今後開催されます懇話会において、都度お諮りをして、決定してまいりたいというふうに考えております。

イメージといたしまして、下の方に書いてあるのが、前回の見直し時、平成 29 年度に実施したワークショップ実施形式、方式についてでございます。形式はただいまご提案させていただきました基調講演とワークショップの二段形式で、ワークショップにつきましては、参加していただいた方、17 名の方が参加していただいているんですが、4～5 名の四つのグループに分けて、①②③の三つのテーマについて、意見交換をしていただき、発表してもらい、ファシリテーターの講評を行うというような形で実施しました。懇話会の委員の皆様には、当日お集まりいただける方にはオブザーバー、見学という形で、ご参加をいただいたところであります。以上、ワークショップの実施形式、方法につきましてご審議を賜りたいというふうに思います。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ただいまワークショップの開催について資料 8 に基づきまして、説明がございました。これについて、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、何かまずご質問ございますでしょうか。どうぞ羽田さん。

【羽田委員】

羽田と申します。質問ではなくて、ぜひにというふうに私は思って、ご意見を申し上げたいと思います。前回の見直しから、この時間が経って、その時間の中で一番変わったのは、高齢化とコロナを体験したということで、私はこの条例はすごく、大事な条例だと思っているんですけど、やっぱり、その当時に比べると、やっぱり薄まっているっていう感じを、とても持ちます。やっぱり再認識するためにもこのワークショップで、もう一度、市民の皆さんに、提言していく。自分のまちだっていう認識は、私も当時これに参加することによってすごく生まれたものがあります。

ある意味、私たちの年代、70 代ぐらいの人たちはとても元気なシニアの皆さんなんですね、今も。ただ、ほんとはもうちょっとは若手の人たちが参加してくれれば、もっと違った形になっていくんじゃないかなと私は思っています。部分的には、そういう参加したいと思っている人たちもいます。私の周りには、おりますけれど、なかなか出て来られない部分もあります。ですから、何とかこのワークショップで、もう一度、先生の話も聞きながら、再認識していく。具体的な事例でやってみると、ワークショップをやってみると、いうことも必要。一番それが、いいんじゃないかと私は思っているんですね。ただ、前回聞いたのも 17 名ということでしたけれども、やっぱりちょっと少ないかなという感じがします。だから、部分的にある意味ピックアップしていく必要性もあると、年代的にピックアップしていく。そういうことも含めて、考えていったらどうだろうかと。自分のことだっていうことを、分かってもらえるようなやり方。それとやっぱり今の時代、参加させる方法っていうのが、うちは例えば講座でも QR コードから申し込むとか、そういうふうに SNS を使った情報発信をしておりますので、若い人たちは、電話をかけて申し込むとかいうよりは、そういう形の申し込みを採ってもいいではないかというふうに思っていますので、ぜひこれを実施できたらいいんじゃないかと思っています。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。ただいまのご指摘は非常に大事なご指摘だと思いますね。なるべく多様な市民の皆さんにご参加をいただくということですね。そのためのいろいろな、手法や方法を、検討していただくということでございますが、事務局の方として何か、今のご意見に、発言ございますでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

それでは私の方から。ただいま、羽田委員から非常に貴重なご意見いただきました。少子高齢化は結構前、前回の時からそうだったんですけども、人口ボーナスから人口オーナスになっていたと、その中で、それから5年を経った今、それがまた急激に進んでいるわけではないのですが、終焉しているわけでもございません。今回の、今言われたようにそのワークショップですとかこの会議での争点となるのは、やはりオンコロナであったり、ウィズコロナ、アフターコロナ、こちらが、まず争点だったり論点になるんだろうなというふうに考えてございます。その中でワークショップの人数17名が少ない、というこのあたりのことは私ども事務局の方で、もう一度しっかりと先生方、皆様と、ご議論の中で決めていきたいというふうに思っております。また今様々いただきましたご提言も、今後皆様と開催するときに、どういうふうにしたらいんだということも含めて協議をさせていただければというふうに考えてございます。以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。今ので、羽田さんよろしいでしょうか。検討していくと、検討というか取り入れていきたいということでございます。ほかに何かご意見ございますでしょうか、ワークショップに関してですが。基本的にそれではワークショップを行うということですね。それについては、賛成ということにして決めていきたいと思います。また、議案で1、2、3とありますが、1と2が別に違うことを言っているわけではないですね？形式と実施方法、これはいかがでしょうか、こういう形式と実施方法ということで、これもよろしゅうございますか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。具体的に、いつ開催するかといったようなことは、今後検討ということになってまいりますけれども、日曜日とかですね、そういう日に行うようにして、できるだけ多くの人が参加できるようにしていくということでございますね。よろしくお願いします。

また、このワークショップのファシリテートに関しては、私の記憶では前回は、市役所の職員の皆さんにファシリテートしてもらったかどうかという意見が出たことは出たんですけども、やはり、市役所職員が、いちいちテーブルに着きますと、その意見にとらわれてしまう可能性もあるのではないかと、いう反対の意見も受けまして、専門家に、中立的な形で任せた方が、よりよいだろうということに落ち着いたという経緯が、前回ございました。ですので、今回につきましても同じような方法で行ってまいりたいと考えているようです。ですので、これも今、特にご意見ございませんでしたので、そのように

してまいりたいと思います。では、ほかに何かワークショップについてご意見、はい、久保田さん。

【久保田委員】

これももし、できればということなのですが、ここ5年の変化で、私が感じることはマイナスのところもあるんですけれども、共生と多様化っていうのが、かなり市民権を得た単語じゃないかなというふうに思います。ご存知のように石狩市のUR、生協の前の公団には今、技能実習生が150名、市民として、石狩で生活しております。ほか、これから新港とかにも外国人の技能実習生が、どんどん入ってくるんじゃないかなと思いますので、日本語の理解とか考えると、難しいところはあると思うんですけども、例えば、URの技能実習生、生協のコープフーズさんがいるんですがそこにはですね、まとめている、マネジメントしている人は、日本語の達者なベトナム人とかも、マネージャーがいますので、そういう方が、ワークショップに参加するとまた違った意見で、視点で、より多様性のある意見が出るのかなというふうに考えておりますが、無理でなければ、そういうのも少し考えていただければなと思います。以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。貴重なご意見だと思います。外国人の皆さんとの共生ということもですね、今後を大きく話題というか、必要になってくる事項だと思いますので、ただいまのご意見は非常に良いのではないかと思います、事務局サイドとしては、いかがでございましょうか。

【事務局（小鷹部長）】

それでは私の方から。大変貴重なご意見ありがとうございます。今おっしゃるとおり、本当に外国人の方の市内登録者というか、住民登録増えてございます。その中で共生社会、当然でございます。生物多様性も同時に、考えなければならない問題として出てきてございます。そしてこの5年間で、皆さんの中にある程度根づいたSDGs、持続可能な社会の17の目標、こういうものも、しっかりと皆さん視点には入っていただいていると思いますので、そこら辺も考えながら、今後、ご議論いただければというふうに考えてございます。以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。その他何か、ワークショップについてございますでしょうか。はいどうぞ、嶋田さん。

【嶋田委員】

嶋田です。やり方の確認というか、ご提案も含めてなんですけれども、先ほど羽田委員の方からもありました、我々コロナを経験しまして、その間、例えば集合して、何か会議を行うですとかセミナーを行う、講義を行うということがなかなかできなかった状況が続いておりました。反面、いままでそういった会議に、なかなか参加しづらかった方も、リモート参加、例えば仕事の途中で、2時間かけて画面を見ながら、そのセミナーを聞く、会議に出るということが一般化したような状況です。こちらのワークショップを見ますと、あくまで集合で、現地で集まっていただくという前提での、開催の要項になっ

ているかと、当時ですとそういった形になっているかと思うんですが、現状を鑑みますと、先ほど羽田委員の方からもありますので、各年代をピックアップして、多くの方に来ていただきたい、聞いていただきたいということであれば、例えば、私今40代なんですけれども、30代20代の方も例えば一人二人、参加していただきたいのであれば、そういったリモートによる参加ですとか、もちろん現地開催含めてということになりますとハイブリッドでの開催ですとか、そういったことを含めて、開催の仕方ですね、こちらの方を、改めて、今現在に即した形で考えていただいて、それによって参加がしやすい、若い方にも参加がしやすいような、そういったワークショップづくりにできるのではないかというところを、ここ数年で感じておりますので、ぜひともご検討いただければと思います。

【佐藤会長】

ありがとうございます。昔はできなかったことが最近できるようになりましたので、これは、今の考え方でよろしいですか。

【事務局（小鷹部長）】

はい、嶋田委員からご意見いただきました。今、私どもは基本的にはリアルを考えているんですが、今ご意見いただきましたので皆様で協議しながらですね、リモートではできないわけではないですし、システム上の問題もございません、今の市のシステム上ですね。どういう方法がいいのか、あと年代のピックアップですね、その考えも含めて、やるんでしたらハイブリットな形になるかと思うんで、この辺は、会長含めみなさんで協議しながら、いいやり方それで、皆様のご納得のいくやり方で進めていきたいというふうに考えてございます。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。できるだけ、そういった多様な参加者が集うようにできればと思います。ありがとうございます。他に何か、これについて、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【加藤委員】加藤です。今、個人向けの募集をかけて、ワークショップに参加していただくという形になっているかと思うんですが、それぞれの組織の立場的のものの代表の方だとか、それから協働づくりを実際にやられている団体だとか、町内会含めてですね。あとは各地域の商店街の関係だとか、そういった市民一個人の集いだけではなくて、そういったあらゆる面から参加していただければいいのかなと思っています。

【佐藤会長】

ありがとうございます。多様な参加ということは、そういった方たちも含めてですね、参加をできるだけ促していくということになるかと思っています。貴重なご意見ありがとうございました。

【事務局（小鷹部長）】

加藤委員、ありがとうございます。今、メンバーの選定の件でございます。今このワークショップは、皆様の一番いいような形でどのように実施するか、議論をいただきながら決めていきたいというふ

うに思っています。ありがとうございます。

【佐藤会長】

ありがとうございます。ほかに、特になければ、ワークショップについてはこのような、今、お出しいただきましたご意見も踏まえて、実施の方式をさらに考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【事務局（宇野課長）】

一点よろしいですか。今のワークショップの関係で、時期のお話でしたけども実は資料6のですね、ご説明の中で、見直しスケジュールということで、ご提案としては、9月から10月でどうかというところで、お出ししていたんですけれども、時期的にはこれぐらいの時期でイメージしてよろしいでしょうかね。

【佐藤会長】

いかがでしょうか？特に先ほど、ご意見がなかったのでこのスケジュールでいいものだと思っておりましたけれども。

【事務局（小鷹部長）】

時期は、7月に次の懇話会を開催するときにその時、私どもからイメージみたいな、こんな感じでやりたいというのをお出しして、議論をいただく方がよろしいでしょうかね。

【佐藤会長】

はい、それでももちろん、結構です。

【事務局（宇野課長）】

ありがとうございます。

【佐藤会長】

よろしいでしょうか、はい、それでは、ワークショップについてはいろいろご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。そのほか、会議全体を通して何かご意見やご質問がございましたら、お出しいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。今日は第1回目ですし、まだこれから続きますので、今日、お出しいただかなくても、また次回以降お出しいただければとも思いますが、何か、特にここで、ということがございましたら、お話しいただければと思いますが。よろしいですか。はい、ありがとうございます。これで議題は終わるわけですが、その他として事務局から何か説明があるそうでございます。よろしいですか。

【事務局（芳賀主査）】

第2回の次の懇話会の日程調整なんですけれども、本日委員の皆様が、全員お集まりいただいている

ので、よろしければ皆様のご都合がよろしい日をこの場でご確認させていただきたいと考えておりますが、大体1ヶ月後ぐらい、あの皆様ご都合よろしい日にちどうでしょうか、7月末だとかですね。

【佐藤会長】

25日からの週で、いかがでしょうか。私はですね、水曜日と金曜日がちょっとまずいのですが、それ以外でしたら。

【事務局（小鷹部長）】

25、26、28でダメな方いらっしゃいますか。

<「25日は難しい」旨の発言>

【事務局（小鷹部長）】

26日いかがでしょうか。では、26日の18時半？

【事務局（宇野課長）】

火曜日ですね、18時半、6時半というふうには思っていますが、例えば6時からのほうがいいのか。

<「時間は早い方がいい」旨の発言>

【事務局（芳賀主査）】

26日の18時。

【佐藤会長】

それでは、26日の18時、第2回ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

【事務局（芳賀主査）】

ありがとうございます。

【事務局（小鷹部長）】

都合悪くなりましたらご連絡いただければ。

【事務局（宇野課長）】

また、再度ご案内の方はまた改めて差し上げますよね。

【事務局（芳賀主査）】

そうですね。こちらのほうから日程、再度、ご連絡差し上げますので、26日の18時から、よろしく

お願いいたします。事務局からは以上です。

【佐藤会長】

はい、いいですか。ありがとうございます。それでは特になければ、以上をもちまして、「第1回石狩市自治基本条例懇話会」を終了したいと思います、よろしいですね。本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。またよろしくお願いします。

~~2022~~
~~2022~~ 年 7 月 19 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会 長 佐藤 克彦 